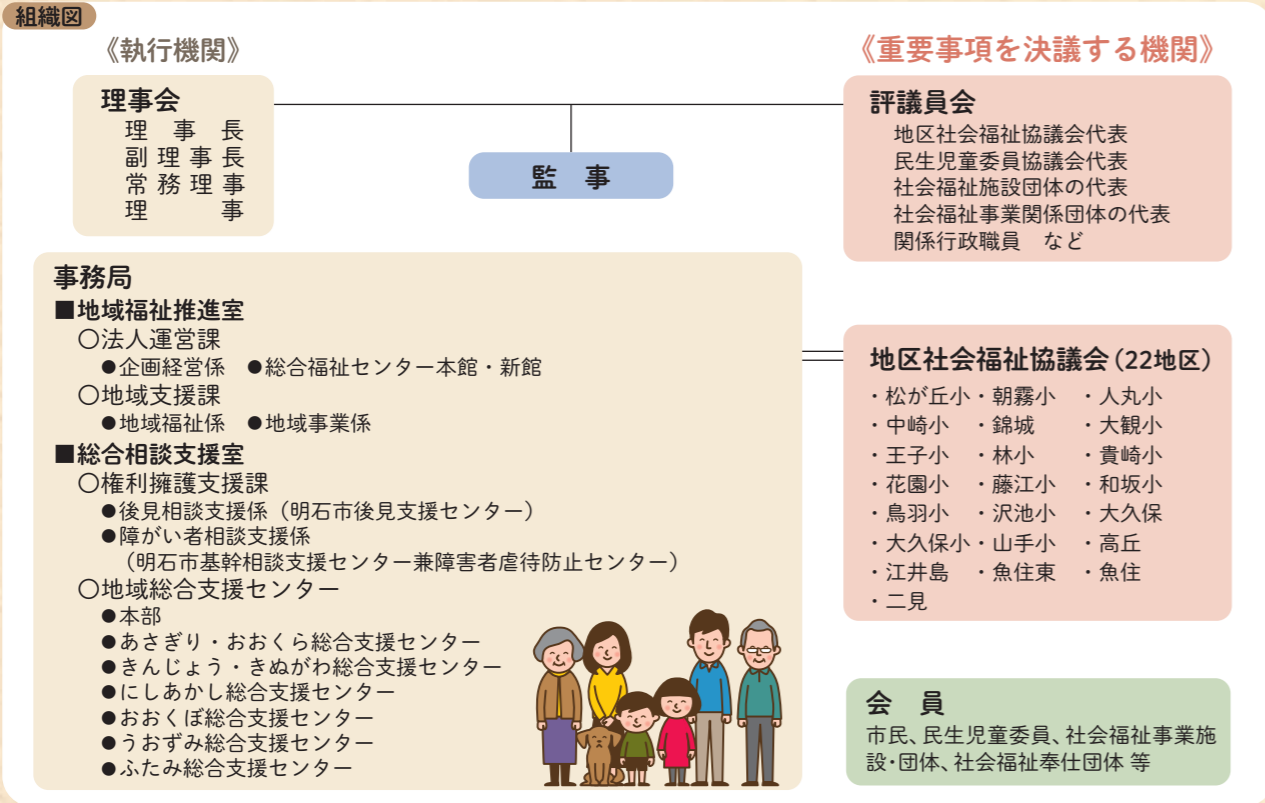
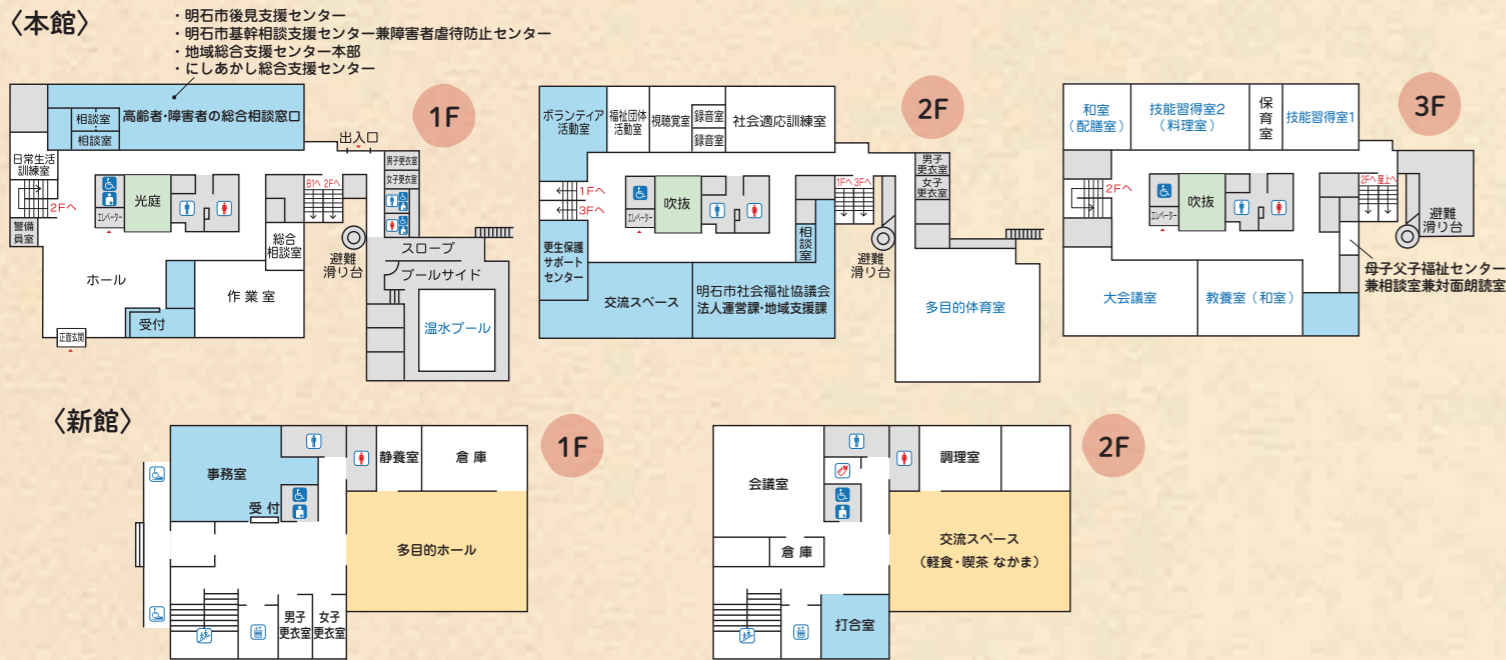


社会福祉協議会(社協)ってどんなところ?

「社会福祉協議会」は、社会福祉法に基づき、各都道府県及び市区町村に設置されている団体です。
生活に困りごとを感じた時は、「まずは明石市社協へ」と思い出してもらえる存在を目指し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、明石市社会福祉協議会は活動を続けます。



明石市立総合福祉センター館内図

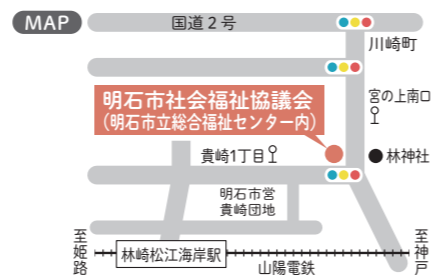


社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

〒673-0037
明石市貴崎1丁目5番13号 明石市立総合福祉センター内
電話 078-924-9105 FAX 078-924-9109

※本冊子内の電話番号について、市外局番はすべて「078」です。

令和5年(2023年)4月作成



社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

のごあんない



すべての人が支え合い 助け合い
安心して暮らせるまちづくりを 地域と共に

明石市社協
ホームページ



このリーフレットは、赤い羽根共同募金の配分金の一部を活用しています。

地域支援課(明石市ボランティアセンター) 電話 924-9105 FAX 924-9109

● ボランティアを始めたい人・支援を受けたい人

高齢者・障がい者・子どもたちがよりよい暮らしを送ることができるよう、明石市ボランティアセンターに登録する多数のグループや個人のみなさんが様々な活動を行っています。ボランティアに関する相談はお気軽にお問い合わせください。くわしくは、本会ホームページでもご覧いただけます。

○ ボランティアを始めたい人(例)・ボランティア養成講座の受講
・災害ボランティアの登録など

○ ボランティアの支援を受けたい人(例)・外出支援を希望する人
・イベントの主催者など

● ボランティア活動保険の受付

ボランティア活動中の万が一の事故やケガ・損害などを補償するものです。手続き方法や保険の種類などは、お問い合わせください。



● ふれあいサロン(ミニケアサロン)

ひとり暮らしの高齢者や地域の方が「気軽に」「楽しく」「無理なく」過ごせる場所として自治会館などで開設されています。近所の方が集まって、話したり、歌ったりと仲間づくりの場所となっています。

● レクリエーション用具等の貸出

ボランティアグループなどが住民の福祉推進を目的とした活動の際に利用できるレクリエーション用具の貸し出しを行っています。

● 福祉学習

学校や各地域で手話や車いすなどの体験学習を行っています。

● 要援護者見守りSOSネットワーク

外出中に道に迷うなどの恐れがある高齢者等の情報を事前に登録し、万が一の方分からなくなった際に、その人の特徴をメールで一斉に送信し早期発見の一助とします。

● 赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金は、明石市内で行われる福祉活動を支えるための募金です。自治会・町内会などを通じて、協力をお願いするほか、街頭啓発も活発に行っています。また、地震や豪雨災害の際には、災害ボランティアの派遣を行うなど、被災地支援にも役立っています。



● 車いすの貸出

明石市立総合福祉センターや各地区の自治会館などで、車いすを無料で貸し出しています。

【貸出期間】

- 総合福祉センター 3か月以内
- その他の施設 2週間以内



● 福祉機器のリサイクル

家庭で使わなくなった車いすや歩行器、シャワーいすなどを引き取り、点検・整備して必要の人に無償でお譲りしています。※運搬費を負担していただく場合があります。

● 介護保険・障害福祉サービス事業の実施
居宅介護支援事業所・特定相談支援事業所

電話 949-3330 FAX 949-3331
要介護高齢者のケアプラン及び要支援高齢者の予防プランの作成、障がい者のサービス利用計画の作成などを行っています。

● 善意銀行

みなさんから寄せられた善意の金銭や物品を預託してお預かりし、福祉の増進を目的に支援を必要とする世帯や地域団体へ提供しています。

● フードドライブ

食品ロスを削減することを目的として市内の企業と協働で実施しています。支援を必要とする世帯や地域団体へ食料品を分配しています。



法人運営課

電話 924-9105
FAX 924-9109

● 生活福祉資金貸付制度

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者、高齢者世帯の一時的な経済的ニーズに応じて、費用の一部の貸付の相談を行っています。(兵庫県社会福祉協議会の制度)

● 安否確認事業

見守りサポーターが家庭訪問し、健康飲料を手渡しすることで対象となる人の安否確認や、緊急時の発見機能を担います。

明石市立総合福祉センター

本館

明石市の指定管理者として、次のような事業を運営しています。



- 貸室
・体育室・会議室
・料理室・和室
- 温水プール
地域活動支援センター事業
・障がい者を対象とした創作、機能強化訓練の教室

電話 918-5660 FAX 918-5661

新館



- 新館2階 交流スペース
・軽食喫茶「なかま」
- 新館1階 多目的ホール
・スポーツ交流
スポーツ教室の開催
(ボッチャ、卓球パレーなど)

電話 927-1125 FAX 927-1126

地域総合支援センター

高齢者・障がい者・子どもの総合相談窓口として、次のような事業を行っています。

- 要支援の認定を受けた人の予防プランの作成
- 介護保険の申請代行や介護保険制度の相談
- 保健、医療、福祉に関する相談
- 地域で支え合う仕組みづくりの支援 など

市内
6か所に
開設!



⑤ うおずみ総合支援センター
電話 948-5081
FAX 948-5082
(魚住市民センター2階)



④ おおくぼ総合支援センター
電話 934-8986
FAX 934-8987
(夜間休日応急診療所2階)



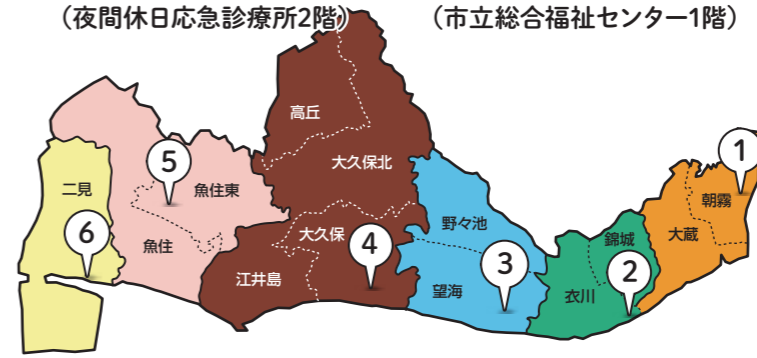
③ にしかし総合支援センター
電話 924-9113
FAX 925-2799
(市立総合福祉センター1階)



② きんじょう・きぬがわ
総合支援センター
電話 915-2631
FAX 915-2632
(明石市役所北庁舎(旧保健センター)1階)



⑥ ふたみ総合支援センター
電話 945-3170
FAX 945-3171
(ふれあいプラザあかし西1階)



- 高齢者のひとり暮らし
- ひきこもり
- 成年後見
- 認知症
- 虐待

こんな悩みがあればお住まいの地域のセンターまでご連絡ください。

● 認知症総合相談窓口 電話 926-2200 専用電話や窓口にて、年齢を問わず、認知症に関する相談対応を行っています。

明石市後見支援センター

電話 924-9151 FAX 924-9134

● 後見・権利擁護に関する相談と支援

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分になった人やその家族を対象に、後見制度に関する相談や申立ての支援などを行います。
◇ 後見制度の広報・啓発、ネットワークづくり ◇ 日常生活自立支援事業
◇ 市民後見人等の養成と活動支援

● 法律専門相談(無料)【面談(要予約)】

司法書士・弁護士の法律職が、面談で成年後見・財産管理・遺言・終活などの権利擁護に関する来所相談に応じます。(相談時間は45分程度)



- 終活に関する相談……第1・2・3火曜日
- 後見・相続遺言等に関する相談……第1～4木曜日
13:30～15:30 ※祝日・年末年始を除く。

● 更生支援 更生保護に関する相談を支援 電話 924-4511 FAX 924-9134

認知症や障がいのある人が、罪を犯し、社会に戻っても居場所や仕事がなく立ち直りに困難を抱える人に対し、地域で自立した生活ができるよう支援します。

明石市基幹相談支援センター
兼 障害者虐待防止センター
「ほっと」

● 障がい者の総合相談

電話 924-9155
FAX 924-9134

● 障がい者虐待通報

電話 924-9156 (24時間受付)

基幹相談支援センターは、障がいのある人の総合相談窓口です。障がいの種別を問わず、本人や家族、関係機関などからの相談をお受けします。電話相談や来所相談、必要に応じて訪問による相談を行います。

障害者虐待防止センターは、障がいのある人への虐待に関する通報や、届出の受理を行っています。